

岡山市議会インターネット中継映像配信・運用管理業務仕様書

1 趣旨

本件は、岡山市議会（以下「市議会」という。）における会議等の模様をインターネットを活用して生中継映像配信（以下「ライブ配信」という。）及び録画中継映像配信（以下「VOD配信」という。）を行うために必要となる配信システムを構築し、その運用・管理業務の委託を行うものである。

2 業務内容

- (1) 受託者は、委託者の指示を受け、岡山市本会議等の模様をインターネット経由でライブ配信、及びVOD配信を行うこと。映像配信等運用管理全般の業務について、受託者の施設・設備を使用して行うものとする。
- (2) 議会映像配信運用に当たって必要な機器・機材及びソフトウェア等については、受託者が調達し、受託者が管理運用を行うこと。また、工事等（ネットワーク配信他）が必要な場合はこれも経費に含めること。ただし、Youtube、ニコニコ動画、Ustream等の動画共有サービスの利用は不可とする。
- (3) 議会映像配信サイトは、現在運用中の岡山市議会ホームページの画面より、一般視聴者がライブ配信の視聴やVOD配信コンテンツの検索、及び視聴が簡単にできる岡山市議会映像配信専用のサイトであること。
- (4) 過去2年間分の本会議等インターネット中継データを、パソコン等で視聴可能な形式に変換し、録画中継を行うこと。
- (5) 議会中継映像配信にあたっては24時間体制とすること。また、メンテナンス等で配信を一時停止する場合等は、あらかじめ委託者に連絡のうえ行うこと。
- (6) 映像配信業務で提供される議会映像配信サイト、ライブ配信映像、VOD配信映像は一般に広く使用されているWindows、macOS、iOS、Android等の端末で利用、視聴ができること。ただし、各OSの全てのバージョンで、動作保証を求めるものではない。
- (7) 受託者は、視聴者がライブ配信、VOD配信を視聴した件数の集計レポートを閲覧できる専用のサイトを作成すること。
- (8) 受託者は、議会映像配信サイトのデザイン、画像、色合いに関して、委託者の意向を反映して作成すること。
- (9) 障害などが発生した場合は直ちに本市に報告し、迅速に復旧作業を行なうこと。

3 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

4 支払方法

- (1) 年度半期毎払い（①から⑥の各検査合格後に支払うもの）とする。
 - ① 令和7年4月から令和7年9月分
 - ② 令和7年10月から令和8年3月分
 - ③ 令和8年4月から令和8年9月分
 - ④ 令和8年10月から令和9年3月分
 - ⑤ 令和9年4月から令和9年9月分
 - ⑥ 令和9年10月から令和10年3月分
- (2) 初期費用（機器の設置、過去の録画データの変換等）
 - ① 初期費用の支払いは、(1)の①に含めるものとする。
 - ② 初期費用の支払額は、契約金額の30分の1以内とする。ただし、1円未満の端数が生じるときはこれを切り捨てる。
- (3) 映像配信・運用管理費
年度半期毎の支払額は、契約金額から初期費用を控除した額の6分の1とする。ただし、年

度半期毎の支払額の算出において1円未満の端数が生じるときはこれを切り捨て、当該切り捨てた額の合計額及び(2)の②で切り捨てた額を(1)の①の支払額に加算して支払うこととする。

5 導入期限

令和7年4月1日には配信システムの本格運用が開始できるように機器等の設置、設定等を完了すること。

6 履行場所

本市の指定する場所

7 配信システムの構築に関する事項

- (1) 配信システムの構築に当たっては、導入期限に十分留意し、本市との協議・調整等を主体的に行うこと。
- (2) データ送信に必要なインターネット網までの回線工事に必要となる工事費及びLAN、映像ケーブル等の材料費は受託者が負担すること。また、インターネット光回線は1Gbps以上とすること。
- (3) 配信システムの仮運用の実施に当たっては、現行システムの稼働を妨げるものがないようし、並行稼働ができるよう整備すること。なお、並行稼働は本格運用開始後に終了すること。
- (4) 配信システムの仮運用の開始後、本格運用の開始までの間に現行システムに影響が生じた場合、早急に対応策を講じ本市に提案するなど、復旧に協力すること。
- (5) 配信システムは、URLからのダウンロードを防止するシステムで構築すること。
- (6) 契約時に市議会ホームページ上において公開中の全ての映像・音声データについて、本市が提供するデータに基づき配信ページを作成し、配信を行うこと。その際、配信期間、表示項目については、本市の指示に従うこと。
- (7) 本業務の履行に伴い機器構成図、システム構成図、運用マニュアル等を作成し、委託者の指定する部数を紙及び電子データで納品すること。
なお、電子データの場合、書類はA4用紙に印刷できる形式とするとともにMicrosoft社のWord、Excel、Adobe社のPDFのいずれかの形式でCD-R等の記録媒体に保存したものを提出すること。また、提出後に変更、修正等がある場合は、速やかに差替えを行うこと。

8 機器の設置・保守

- (1) 庁舎内に機器を設置、接続する際は事前に現地調査、既存設備の調査を十分に行い、既存設備に支障が生じないように、既設カメラ及び録音設備等設置業者及び関係する担当課と十分打ち合わせを行うこと。
- (2) 配信システムを構築する機器等(ソフトウェアを含む)は、十分な稼働実績を有するなど信頼性の高いものとし、それらで構成されたシステムが不具合なく作動するとともに、万一、システムに障害が発生した場合においても、速やかに対応できるものとする。
※エンコーダ、ルータ、ONU、無停電電源装置などの必要な機器は、受託者にて調達し、設置すること。
- (3) 機器の保守については、稼働している配信システムが常に完全な機能を保つように保守作業を万全に行い、急な機器の修理や交換作業に対応できるよう、必要な部品等の供給体制を確保しておくこと。

9 映像配信に関する事項

(1) ライブ配信

ア ライブ配信の対象は、本会議、予算特別委員会及び決算特別委員会の全体会議とする。なお、これ以外の会議等についても別途本市が指定する場合は同様に対応すること。

イ 受託者は、本市から提供された会議の開催予定日、開会予定時刻、会議名、議員名、ライブ

配信スケジュール等の情報を元に、管理サイト上でライブ配信用ページを作成・編集し、一般公開前に本市の検査・確認を受けること。その結果、本市から修正等の指示があった場合は、速やかに対応すること。

ウ 本市がライブ配信当日の会議開会までに実施する配信テストにおいて異常が確認された場合、受託者は、直ちに機器の点検、改善、修理等を行い、ライブ配信に影響を来さないようにすること。

エ ライブ配信時におけるカメラ操作・撮影、音声入出力、テロップ表示等の映像作成は本市が行い、受託者は、この映像・音声信号をエンコードし送信されたデータを基にライブ配信を行うこと。

オ ライブ配信中は、途絶等のトラブルがないよう適宜データ受信状況の確認を行うこととし、異常が確認された場合は、直ちに本市に連絡を行うとともに、当日中には技術者を派遣し、復旧作業に着手すること。やむを得ずライブ配信を行えない場合は、本市と協議を行い、速やかに代替措置を講ずること。

カ ライブ配信は1Mbpsの最適なビットレートで配信し、最低500ユーザに同時接続が可能とすること。

(2) VOD配信

ア VOD配信の対象は、ライブ配信を行った全会議とする。なお、これ以外の映像データについても本市が指定する場合は同様に対応すること。

イ VOD配信の映像は、委託者が指定する期間蓄積し、VOD配信として常に配信することが可能な状態を維持すること。配信期間は2年間とするが、延長することもある。

ウ 蓄積されたライブ映像のVOD配信システムへの登録及び映像編集は、委託者が指示したように受託者が行い、本会議当日終了後から原則3営業日以内（土日・祝日を除く。）にインターネット上から閲覧可能なこと。

エ 受託者は、ライブ配信時に配信サーバでデータを自動録画し、当該データを用い、頭出し等のトリミングを行うなどして、VOD配信用データを作成すること。その際、発言取り消し部分のカットや静止画の追加など、本市の指示がある場合は、対応すること。

配信時のトラブル発生時に、配信サーバに自動録画が行われなかった場合、VOD配信用の映像を、エンコード内に保存されたデータをインターネット回線を利用し、リモート操作で取得すること。若しくは翌日中までに直接委託者まで取りに行くこと。

オ 受託者は、上記エにより作成したVOD配信用データを含むVOD配信用ページを、管理サイト上で作成・編集し、一般公開前に本市の検査・確認を受けること。その結果、本市から修正等の指示があった場合は、速やかに対応すること。

カ 受託者は、VOD配信の一般公開後に本市から再編集、修正等の指示があった場合は、速やかに対応すること。

10 配信用映像再生画面について

- (1) 視聴者が視聴する際、再生開始までに時間がかからず、スムーズに動画が動き出すこと。
- (2) 視聴する画面には、映像とともに質問者名と質問項目の通告内容を同時に表示させること。
- (3) 視聴者がVOD配信のコンテンツを検索する場合は、会議名、開催日、会派名、議員名、ことばで検索ができること。議員名検索では議員だけの独立した画面を有し、当該議員の顔写真の表示を可能とすること。また、議員の他のホームページやブログなどの外部サイトからのリンクを許し、閲覧ができること。
- (4) 代表質問のVOD配信は1回目の質問、1回目の答弁、再質問以降の3分割で編集を行い、それぞれが独立して再生できること。
- (5) VOD配信の再生画面ではシークバーを操作することで、任意の位置から視聴できること。
- (6) VOD配信の再生においては、倍速視聴が可能であること。
- (7) VOD配信の再生画面では、該当質問者の会議録データも同時表示される、または、別ウィンドウで開くように処理できるものとする。

11 配信システムの運用・保守に関する事項

- (1) 受託者は、配信システムの本格運用開始時までには、運用・保守の体制などを示した運用・保守計画書を提出し、本市の承認を得ること。
- (2) 受託者は、原則として24時間365日、配信システムを稼働させることとし、そのために必要な運用・監視・保守要員を適切に配置し、適宜、機器等の保守・点検を行うこと。
 - ア 各定例会、臨時会開会前に、受託者による議会映像配信に関する一連の動作確認を行うこと。若しくは委託者がいつでも動作確認を行える仕組みであること。また、日程及び確認方法については事前に委託者の承諾を得ること。
 - イ ライブ配信を行う当日の朝には、必ず委託者側エンコーダとの通信確認を行うこと。
 - ウ 受託者は、エンコーダの状態確認、保守・メンテナンスを受託者側から行うことが可能な状態であること。
- (3) 配信システムの安定稼働
 - ア 稼働監視業務
配信システムの稼働状況を常に監視し、機能低下等を発見した場合は速やかに対応すること。
 - イ 障害復旧業務
配信システムに障害が発生した場合、直ちに本市に報告し、速やかに復旧作業を行うとともに、障害の原因、影響範囲等を調査の上、対応結果を記録すること。
 - ウ バックアップの取得
バックアップを取得し、障害発生時に確実に速やかにデータの復旧を行えるよう備えること。また、バックアップ取得時に、配信システムの機能に影響が出ないようにすること。
 - エ 議会映像配信サイトの配信サーバは、自家発電設備を保有するなど災害時に稼働し続けられるようなインターネット・データ・センターから配信すること。
- (4) 運用・保守報告
毎月の運用・保守の実施状況について、前記(3)アからウに関する事項を含めた報告書を取りまとめ、翌月10日まで(3月分は3月31日まで)に文書で提出すること。
- (5) データ保存
VOD配信用データを作成した場合、当該データをDVD等の記録メディアに汎用的な形式かつ各会議単位で1枚に保存し、会議の最終日のVOD配信開始の翌日から起算して6開庁日以内に本市に納品すること。若しくは、ポータブルHDD2台で納品すること。
- (6) 契約期間内において、OS、ブラウザ等のバージョンアップ等、技術環境の変化が生じた場合、委託者と協議の上、可能な限り本契約の範囲内で対応すること。
- (7) 受託者は、配信サーバのメンテナンス等で、サービスの停止を行う場合には、あらかじめ委託者の承諾を得て行なうこと。
- (8) 受託者は、議会映像配信サイトの細部のデザインや色の変更等に関して、契約期間中は委託者の意向を受け、可能な範囲で対応すること。
- (9) アクセス件数の報告
 - ア 受託者は、ライブ配信、VOD配信のアクセス管理を行い、集計表示できる委託者専用サイトを作成すること。任意の年、月及び集計種別を選択することで視聴アクセスを集計表示すること。
 - イ アクセス集計表は、主なOS別のアクセス数、庁内からのアクセス数(委託者が指定する任意のIPアドレスからのものをいう。以下同じ。)を月間の日毎に集計すること。
尚、クローラやbot(ボット)等の異常値を除外しきれない場合のために、アクセスレポートの提出も可とする。

12 著作権

本業務により作成された成果物は、既に受託者及び第三者に帰属するものを除き、全て本市に帰属するものとする。

13 業務の引継に関する事項

- (1) 受託者は、本契約が満了し、又は解除されたとき、本市が事業を継続して遂行する場合は、業務内容の詳細を記録した引継書を作成し本市に提出・説明するなど、移行業務を支援すること。その際、データの移行については、受託者の費用で実施し、本業務の範囲内でシステムの

- 切り替えに協力すること。ただし、本市が特に認める場合はこの限りではない。
- (2) 受託者は、本契約が満了し、又は解除されたとき、クラウド環境に設置されているサーバ内のデータは完全消去を行った上で、その旨を書面により本市に報告すること。ただし、本市が特に認める場合はこの限りではない。

14 受託者の責務

- (1) 受託者は、善良なる管理者の注意をもって本業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、視聴者からの問い合わせに本市が対応する際、技術的な助言等の協力をすること。
- (3) 受託者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は自らの責任において適切に行うこと。
- (4) 受託者は、本業務で使用する映像・音声データを本市の許可なく本業務以外で使用し、又は複写、譲渡してはならない。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に際して、データの漏えい、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性、安全性の確保に努めるなど、セキュリティには万全の配慮をすること。また、本市が実施する岡山市情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (6) 委託者が情報セキュリティに関する調査、監査等に対応する場合には可能な限り協力すること。
- (7) 受託者は、配信サーバで自動録画した編集前の映像・音声データをはじめ、業務上知り得た情報は業務に必要な最小限の範囲での共有にとどめるなど、その取扱には十分留意すること。
- (8) 受託者は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (9) 受託者は、契約満了日以降、受託者の負担において、速やかに設置した機器を撤去すること。ただし、本市が特に認める場合はこの限りではない。
- (10) この仕様書に定めがない事項については、受託者は、本市と協議し、その指示に従うこと。

15 その他の要件

- (1) 映像配信および運用管理の詳細な実施内容については、受託者は委託者と協議、検討、ヒアリングを十分実施すること。
- (2) 受託者は、大規模災害等が発生した場合、可能な範囲で復旧に協力するものとする。また、緊急連絡先の取り決めを行うこと。
- (3) 受託者は、委託者からの調査依頼、資料請求等に対して協力すること。
- (4) 受託者は、岡山市議会ホームページの運用およびコンテンツの更新にあたり、委託者に技術的支援および助言を行うこと。
- (5) 受託者は、配信サイト内において、委託者が提供する市議会テレビ番組等を2年間視聴できるように公開すること。なお、詳細は委託者の指示に従うこと。